

一般社団法人石内音楽療法研究所定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人石内音楽療法研究所（以下「本法人」という。）定款第23条の規定に基づき、この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 社員総会

(招集)

第2条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第3条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第4条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第5条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議事録)

第6条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより代表理事が議事録を作成し、議長及び出席した社員1名がこれに署名又は記名押印する。

附 則

この規則は、平成26年5月25日から施行する。